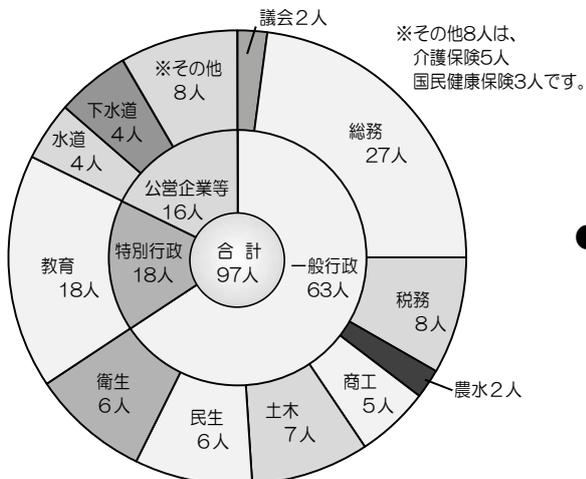


# 人事行政の運営等の状況

## 職員の任免および職員数などに関する状況

### ●部門別職員数（令和2年4月1日現在）



### ●一般職の職員の条例上の定数と現在の職員数

	令和元年度	令和2年度
職員定数	130人	130人
職員数	97人(23人)	97人(25人)

※（ ）内は、女性の総数で内数です。

### ●採用・退職の状況

	平成30年度	令和元年度
採用者数	5人	5人
退職者数	3人	6人

※職員数には、再任用職員3名を含みますが、「採用・退職の状況」の採用・退職者数からは除いています。

## 勤務時間そのほかの勤務条件

### ●職員の勤務時間、休憩時間

(令和2年4月1日現在)



### ●一般行政職員の年次休暇の取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

令和元年の平均取得日数
6.0日

### ●介護休暇の取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、連続する6か月取得することができます。介護休暇は、1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

令和元年度取得者数
0人

### ●病気休暇の取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書などに基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

令和元年度取得者数
3人

### ●職員の育児休業の取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

	令和元年度取得者数
育児休業	1人(1人)
部分休業	1人(1人)

※（ ）内は、女性取得者で内数です。

### ●職員の分限処分および懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

### ●職員の研修状況

真鶴町では職員研修基本方針を作成し運用しています。令和元年度の研修受講者は、庁内研修延べ24人、庁外研修延べ58人です。

#### ①分限処分者

(令和元年度)

処分事由	降任	免職	休職
心身の故障	0人	0人	1人

#### ②懲戒処分者

処分事由	免職	停職	減給	戒告
職務専念義務違反	0人	0人	0人	0人

公平性・透明性を確保することを目的とし「真鶴町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、その概要を公表します。

□問い合わせ 総務防災課 内線321

# 職員の給与の状況

## 人件費

(普通会計)

区分	住民基本台帳人口 (R2.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
令和元年度	7,161人	39億427万7千円	1億7,313万5千円	6億7,528万9千円	17.3%

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬、職員が加入している共済組合に事業主として支払う負担金などの合計です。

## 職員給与費

(普通会計)

区分	職員数 (A)	給与			一人あたり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
令和元年度	81人	2億6,581万6千円	4,648万7千円	1億757万4千円	518万円

職員給与費とは、職員に支給する給与の総額をいいます。  
※職員手当には退職手当組合負担金を含みません。

## 職員の平均給料月額および平均年齢

(令和2年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
真鶴町	289,900円	43.0歳	X	X
国	327,564円	43.2歳	287,283円	50.9歳

※「X」該当数字はあるが、公表をさしひかえたもの。

## 一般行政職職員の初任給

(令和2年4月1日現在)

区分	決定初任給	
	真鶴町	国
大学卒	182,200円 (180,700円)	182,200円 (180,700円)
高校卒	150,600円 (148,600円)	150,600円 (148,600円)

※( )内は平成31年4月1日現在の状況です。

## 職員手当

職員は以下の手当が支給されます。

### ●期末手当・勤勉手当 民間企業のボーナスなどに相当する手当

令和元年度支給割合		
	真鶴町	国
6月期	2.225月分	2.225月分
12月期	2.275月分	2.275月分
計	4.5月分	4.5月分

その他、職制上の段階、職務の級などによる加算措置があります。

### ●地域手当 民間の賃金水準を基礎とし、物価などを考慮して職員に支給される手当

(令和元年度支給割合)

	真鶴町	神奈川県
支給率	0%	12.0%

### ●その他、扶養手当・住居手当・通勤手当など

(令和2年4月1日現在)

	内容	支給月額
扶養手当	配偶者 子 父母等	6,500円 10,000円 6,500円
	特定期間にある子に対する加算額 1人につき	5,000円
住居手当	賃貸住宅居住者	月額27,000円以下の場合 家賃から16,000円を減じた額
		月額27,001円以上の場合 家賃から27,000円を控除した額の2分の1に11,000円を加算した額
通勤手当	交通機関利用者	※1 支給限度額 55,000円
	交通用具(自動車など)使用者	※2 2,000円~ 31,600円

※1 交通機関利用者の定期代は、最も長い支給単位期間(1か月料金ではなく6か月料金)で支給されます。

※2 交通用具(自動車など)使用者は、片道2kmを超える場合から支給されます。

## 特別職の報酬など

(令和2年4月1日現在)

区分	給料(報酬)月額	期末手当(令和元年度支給割合)
給料	町長	581,000円
	副町長	528,000円
	教育長	500,000円
報酬	議長	337,000円
	副議長	257,000円
	議員	242,000円

※常勤の特別職には給料を、非常勤の特別職には報酬を支給することとされています。

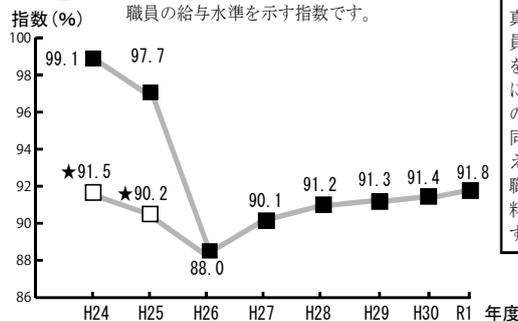
## 旅費の概要

公務出張、赴任に要する費用が旅費として支給されます。

鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	運賃などを支給しています
宿泊料	宿泊を要する場合に支給しています
支度料	外国への出張・赴任には、支度に要する費用を支給しています

## ラスパイレス指数の推移

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の俸給を100として見た場合に、真鶴町職員の給与水準を示す指数です。



### ラスパイレス指数の算出方法

真鶴町職員と国家公務員について、それぞれを学歴別・経験年数別に区分し、真鶴町職員の構成が国家公務員と同一であると仮定の上、区分ごとに真鶴町職員と国家公務員の給料を比較して算出します。

★参考値(□の数値)は国家公務員の時的的な給与と改定特例法による措置がないとした場合の値です。

※真鶴町は、平成26年度に職に応じ給料額の1~3%を減額しました。